

令和7年度 第3回定例庁議 次第

日時：令和7年6月12日（木）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 事務事業評価について（総合政策部）

(2) 令和7年国勢調査の実施について（総合政策部）

(3) 笛吹市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について（保健福祉部）

4 その他

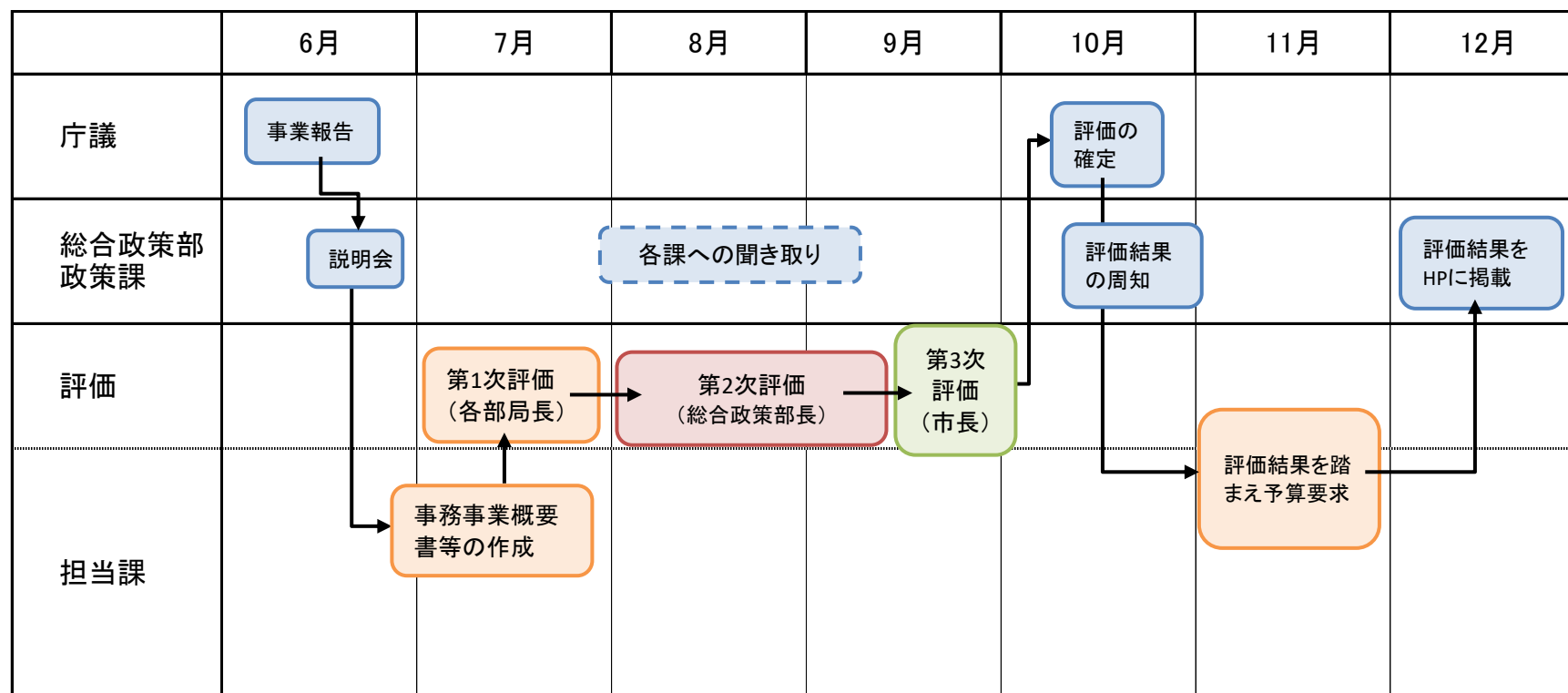
(1) 定例庁議予定日 7月9日（水） 午後1時15分～ 本館3階302会議室

5 閉会

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 6 月 12 日提出	
件 名	事務事業評価について	部局名	総合政策部
概要	厳しい財政状況の中、新たな市民ニーズに的確に答えるとともに、行財政改革の視点で事務事業を厳しく評価し業務の効率化及び経費の節減を行い、より質の高い行政サービスを提供していくために平成 30 年度に「笛吹市事務事業評価の実施に関する要綱」を定め、事務事業評価を実施した。 また、本市では、合併後、定員適正化計画を策定し、職員数の削減を進めてきたが、令和 3 年度に実施した業務分析の結果、業務量に比べ職員数が不足する実態が明らかになった。 そのため、令和 4 年度をもって新たな定員適正化計画は策定しないこととし、業務分析の結果に基づく職員数を配置するべく職員採用を進めているものの、少子化も相まって昨今の採用市場は厳しさを増し、様々な工夫をしているが職員の確保に苦慮している。 このような状況の下、職員の働き方改革のためには、業務量の削減に真剣に取り組む必要がある。		
経過	平成 30 年度に委託料及び社会福祉協議会に関する事業（88 事業）、令和元年度に市単独の補助金交付事業（112 事業）を対象に行い、一定の成果を得ることができた。 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間は、業務分析の実施と業務改善計画の策定、実施といった行政改革を重点的に実施したことで、事務事業評価については一時休止していた。		
問題・課題	評価結果を令和 8 年度から事業の内容に反映するためには、10 月までに職員に周知する必要がある。		
対応策	令和 7 年度の対象事業については、国県の補助を受けずに、独自の財源で実施している事業、いわゆる「市単独事業(ソフト事業)」を対象とする。 7 月に各部長による第 1 次評価、8～9 月に総合政策部長による第 2 次評価、9 月に市長による第 3 次評価を経て、10 月に評価結果の周知を行う。		
協議結果			

事務事業評価スケジュール



- 1 庁議・説明会【6月】
- 2 事務事業概要書等の作成及び第1次評価【6～7月】
- 3 聞き取りの実施【7～9月】
- 4 第2次評価【7～9月】
- 5 第3次評価【9月】
- 6 評価の確定及び評価結果の周知【10月】
- 7 評価結果を踏まえ予算要求【11月】
- 8 評価結果をホームページに掲載【12月】

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 6 月 12 日提出	
件 名	令和 7 年国勢調査の実施について	部局名	総合政策部
概要	国勢調査は、総務省が 5 年ごとに実施する大規模な統計調査であり、基準日において日本国内の人及び世帯を対象に実施し、実態を把握することで、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としている。 令和 7 年度は国勢調査の実施年であり、国では令和 6 年 10 月 25 日に、県では令和 7 年 5 月 1 日に実施本部を設置した。本市においても、調査の円滑かつ効率的な推進を図るとともに、全庁体制で調査事務の万全を期するため、笛吹市国勢調査実施本部を設置し、各部局に全面的な協力をお願いする。 調査基準日：令和 7 年 10 月 1 日、調査区数：512 区 指導員数：49 人、調査員数：327 人 スケジュール：別紙のとおり 実施本部の概要：別紙のとおり		
経過	令和 6 年 10 月 調査員募集の HP 掲載 令和 7 年 2 月 調査員募集の案内を広報に掲載、国勢調査実施についてのリーフレットを全戸回覧 令和 7 年 4 月 調査員募集の案内を広報に再掲、各町区長会で調査員推薦依頼の説明 令和 7 年 5 月 29 日付けで各区長へ調査員推薦依頼文発送		
問題・課題	総務省が実施する、国で最大規模の統計調査であり、事務を円滑に進めるための体制を整え、全庁体制で調査を実施する必要がある。 実施に当たっては、指導員数が 49 人、調査員数が 327 人必要となることから、人員の確保が課題となる。また、市内全域の人及び世帯が対象となることから、市民への周知が重要となり、庁舎等へのポスターや広報紙への掲載等の周知活動も積極的に行う必要がある。		
対応策	本市においても実施本部を設置の上、各部局には、調査員、指導員としての職員の推薦や、必要な情報提供、周知活動等について全面的な協力をお願いする。		
協議結果			

令和7年国勢調査 事務進行計画表

	令和7年												令和8年																	
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月							
都道府県	市町村主管課長会議		第1次市町村打合せ会		第2次市町村打合せ会		●指導員の報告（7/8予定）		●調査員の報告（7/28予定）		指導員の任命（7/18～12/1）		調査員の任命（8/8～11/7）		要計表の作成・審査		調査書類の提出				市町村報告会									
市町村	区長会（国勢調査周知、調査員推薦依頼）		指導員の推薦		調査員の推薦		指導員説明会		調査員説明会		●調査基準日（10/1）		調査書類の配布		調査票未提出世帯の特定・回収・提出		郵送提出用封筒の受理		市職員土日待機・相談窓口の設置		調査書類の審査・提出		調査書類の審査		要計表の作成・審査		調査書類の提出		実施状況報告	
広報					HP 調査実施の告知		マンション等 調査実施周知																							

赤 本部に依頼する内容
 青 調査員が行う事務
 橙 指導員が行う事務
 黒 事務局が行う事務

笛吹市国勢調査実施本部について

1 設置の目的

国勢調査を実施するに当たり、調査の円滑かつ効率的な推進を図るとともに、全庁体制で調査事務の万全を期するため、笛吹市国勢調査実施本部を設置する。

2 国・県の対応

令和 7 年国勢調査に向け、国では総務大臣を本部長とした実施本部を令和 6 年 10 月 25 日に発足した。山梨県においても同様に、令和 7 年 5 月 1 日に、同山梨県実施本部の設置をした。

国及び県からは、円滑な推進を図るための実施体制の整備が依頼されている。

3 組織

実施本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、事務局を企画課に置く。

4 職務

本部長（総合政策部長）：実施本部の統括

副本部長（総務部長）：本部長の補佐

本部員（各部局長）：本部長の指示により、所掌事項に参画

実施本部事務局（企画課）：実施本部の庶務

5 所掌事務

- (1) 調査の実施に関すること。
- (2) 調査に伴う諸問題の総合調整に関すること。
- (3) その他調査に係る重要事項に関すること。

(案)

笛吹市訓令第 号

笛吹市国勢調査実施本部設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山 下 政 樹

笛吹市国勢調査実施本部設置要綱

(設置)

第1条 国勢調査(以下「調査」という。)を実施するに当たり、調査の円滑かつ効率的な推進を図り、全庁体制で調査事務の万全を期するため、笛吹市国勢調査実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 実施本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 調査の実施に関すること。
- (2) 調査に伴う諸問題の総合調整に関すること。
- (3) その他調査に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 実施本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、総合政策部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、実施本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の指示により、調査の円滑かつ効率的な推進を支援するため、本部の所掌事項に参画する。

(事務局)

第5条 実施本部の庶務を処理するため、事務局を総合政策部企画課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

市民生活部長、保健福祉部長、子供すこやか部長、産業観光部長、建設

部長、公営企業部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、消防長

庁議付議事項概要書

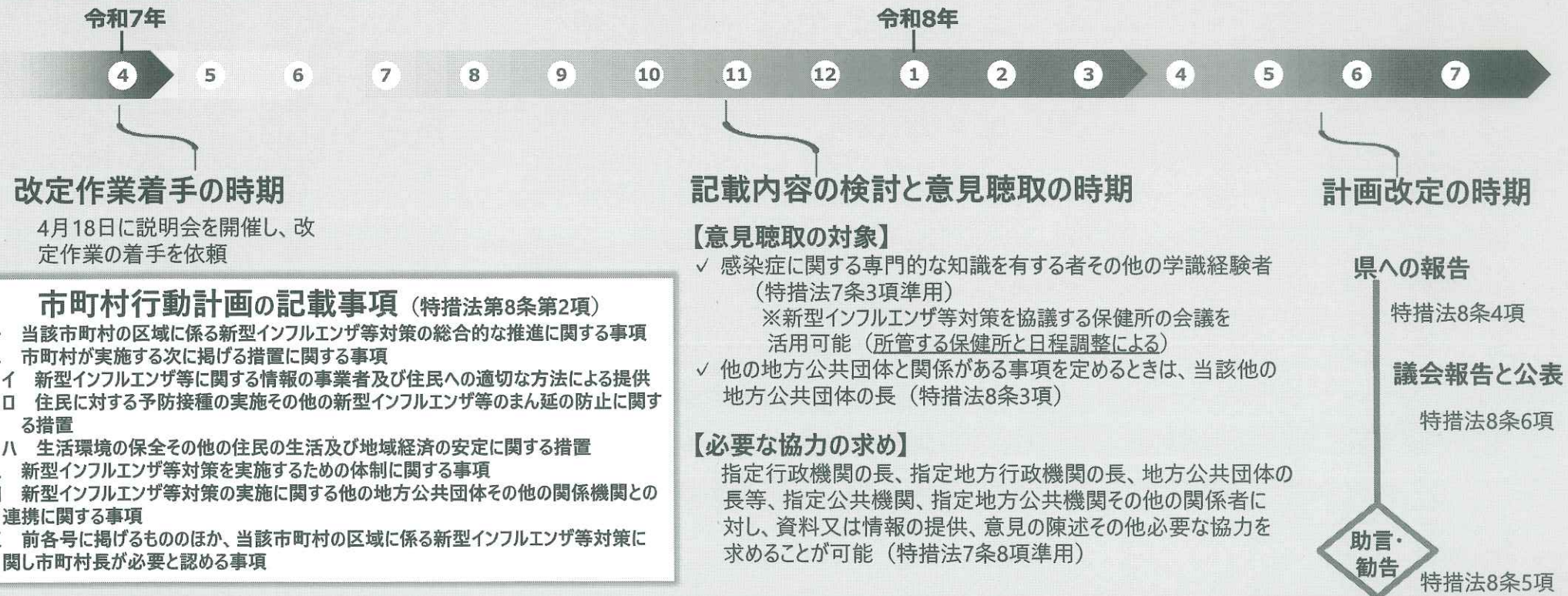
協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 6 月 12 日提出	
件 名	笛吹市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について	部局名	保健福祉部
概要	「新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等が発生した際、国や自治体、医療機関等が連携して国民の命を守り、混乱を最小限に抑えるための指針であり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 1 項において、市町村は、都道府県が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「県行動計画」という。)に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する市町村計画(以下「市行動計画」という。)を作成するよう義務付けられている。 令和 6 年 7 月、国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を改定し、これを受け、本年 5 月に「県行動計画」が改定された。 市は、「県行動計画」を踏まえ、令和 8 年 7 月までに「市町村行動計画」を改定する必要がある。【P1】【P2】		
経過	平成 27 年 3 月 笛吹市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定 令和 6 年 7 月 国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を改定 令和 7 年 5 月 県が「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」改定		
問題・課題	市の新たな役割として、次の項目を規定する必要がある。【P3】【P4】 - 濃厚接触者や自宅療養者のうち、高齢者や障がい者等個別対応が必要な要配慮者の健康観察と、療養を支援するために必要な関係機関との調整 - 基本的な生活物資や個別性に配慮した物資の支援		
対応策	市の新たな役割に関する項目を加えた上で、令和 8 年 7 月までに、「市町村行動計画」を改定する。改定に当たっては、まず、国が示す「市町村行動計画策定の手引き」に基づき、健康づくり課において素案を作成した上で、分野別の内容については、関係課に確認を依頼するとともに、県や学識経験者の確認を受けながら、計画案をまとめる。 スケジュールは別紙のとおり。【P5】		
協議結果			

市町村の新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

福祉保健部感染症対策センター
主査 古川清昭
TEL：055-223-1505

- ・ 行動計画は、感染症有事の際に関係機関が連携のうえ対応していくための指針となるもので、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国、県、市町村においては策定が義務づけられている。
- ・ 県は、政府行動計画の改定を踏まえ令和7年5月に県行動計画を改定したところであり、市町村においては、概ね令和8年7月までに県行動計画と整合性のある市町村行動計画を改定する必要がある。
- ・ 計画の改定にあたっては、感染症に関する専門家や関係団体等の意見を聴き、実効性のある計画を策定していただきたい。

○ 想定の方定スケジュール



■ 県では、市町村の行動計画が、県行動計画と整合のうえ、期限までに改定されるよう、フォローしていきます。

- | | | |
|------------------|---------------------|--------------------------------|
| A 質疑応答の共有 (通年) | B 進捗の定期確認 (通年) | C 計画本文の確認 (素案に近い形で修正可能な段階) |
| 市町村からの質問にお答えします。 | 期限に間に合うよう、進捗を確認します。 | 計画の記載内容を事前確認させていただき、整合性を確認します。 |

「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」改定のポイント



新型コロナ対応における主な課題



事態対処の方策及び事前準備を定める「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」に新型コロナ対応の経験を反映

計画改定3つのポイント



対策の切替えポイントの視点で「準備期」、「初動期」、「対応期」の3期に分けて記載し、**特に準備期の取組を充実**

平時の準備

新型コロナ対応で課題となった項目を中心に項目を独立させ、**感染症危機への事態対処の実情に合わせて記載を充実**

対策項目の拡充

取組の状況を**毎年度フォローアップ**し、**訓練により計画の実効性を検証**

実効性の確保

有事において「役に立つ」計画へ

対策項目	主な記載
①実施体制	✓ 連携の強化、合同訓練の実施、専門人材の養成
②情報収集・分析	✓ 国内外の専門家の助言による情報分析・リスク評価
③サーベイランス	✓ 重層的なサーベイランスによる感染症の実態把握
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	✓ 情報の受け手に配慮したリスクコミュニケーション ✓ 偏見・差別等の防止
⑤水際対策、まん延防止	✓ 感染症の特徴や病原体の性状、生活・経済への影響を踏まえたまん延防止対策の切替え
⑥ワクチン、治療薬・治療法	✓ 予防接種の機会の確保、治療薬の安定供給
⑦医療	✓ 協定による医療提供体制・宿泊療養環境の確保
⑧検査	✓ 衛生環境研究所・協定による検査体制の確保
⑨保健	✓ 保健所の有事体制の確保、入院調整の一元化 ✓ 市町村、医療機関等の協力による療養生活の支援 ✓ 専門人材を活用したクラスター対応
⑩物資	✓ 個人防護具の備蓄量を記載
⑪生活・経済の安定の確保	✓ 感染症有事におけるグリーン・ゾーン認証制度の運用

新型インフルエンザ等対応フロー① 時期に応じた体制構築と市町村の動き（イメージ）

新興感染症のようなものの発生

（感染症法上の措置ができない時期）



R1年12月末
・武漢市で発生

知見の蓄積
→
国の分析

YCDC定例会

- ・感染状況、感染症の性状、感染対策等を専門医と情報共有・協議
- ・感染症指定医療機関の対応について協議
- ・医療機関へ情報提供

国が症例を定義



R2年1月17日

感染症指定医療機関を中心に対応

新興感染症の発生公表

R2年2月1日
・感染症法に位置づけ

疾病の類型と措置の適用範囲を決定

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・指定感染症
- ・新感染症

新興感染症※の
「疾病の発生」を公表

※全国的かつ急速なまん延により国民の
生命・健康に重大な影響のあるもの

疾病分類	発生動向	対物措置	就業制限	入院措置	社会制限	外出自粛
新感染症						
新型インフル等		?			?	
指定感染症		?	?	?	?	?
一類感染症						
二類感染症						
三類感染症						
四類感染症						
五類感染症						

感染症法に基づく対応へ

特措法の適用

病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下であると認められる場合を除き、政府対策本部を設置

直ちに
県対策本部
を設置

特措法に基づく対応へ

流行初期（発生公表後3か月まで）

*全数入院・宿泊療養

流行初期期間経過後（発生公表後4か月～）

*状況に応じた療養先（入院・宿泊・自宅）の選択

	発生公表後1週間以内	発生公表後3か月以内	発生公表後6か月以内
医療体制の構築 （医療措置協定）	・病床確保 144床 ・発熱外来 20か所 ※流行初期医療確保措置	・病床確保 257床 ・発熱外来 26か所	・病床確保 416床 ・発熱外来 355か所 ・後方支援 26病院 ・医療人材の派遣 医師23人、看護師86人 ・外出自粛対象者への医療提供 病院・診療所205、薬局204、訪看36施設
宿泊療養体制の構築 （宿泊施設確保措置協定）	発生公表後1か月以内 ・居室確保 70室		発生公表後6か月以内 ・居室確保 1,135室
検査体制の構築 （検査措置協定）	発生公表後1か月以内 ・PCR検査実施能力 衛環研 200件 検査機関等 0件		発生公表後6か月以内 ・PCR検査実施能力 衛環研 740件 検査機関等 1,824件 計 2,564件

市町村の動き

新たに計画へ
導入する部分

住民からの一般相談への対応及びきめ細やかな情報発信（感染症の予防、差別・誹謗中傷の防止、情報弱者（外国人等）への配慮等）

県・保健所への職員（リエゾン等）派遣

濃厚接触者となった要配慮者の健康観察及び生活支援

※太字の対応は、法改正によって市町村の役割が強化・明確にされたもの

※感染症の性状や発生状況等によって対応の開始時期が前後

※物資提供における「個別配慮」とは、次のようなものを想定

- ・ミルク、紙おむつ、アレルギー対応食等
- ・独居高齢者等を対象とした配食サービス

自宅療養者となった要配慮者の健康観察及び生活支援

自宅療養者へ食料品・生活物資（基本・個別配慮）を提供

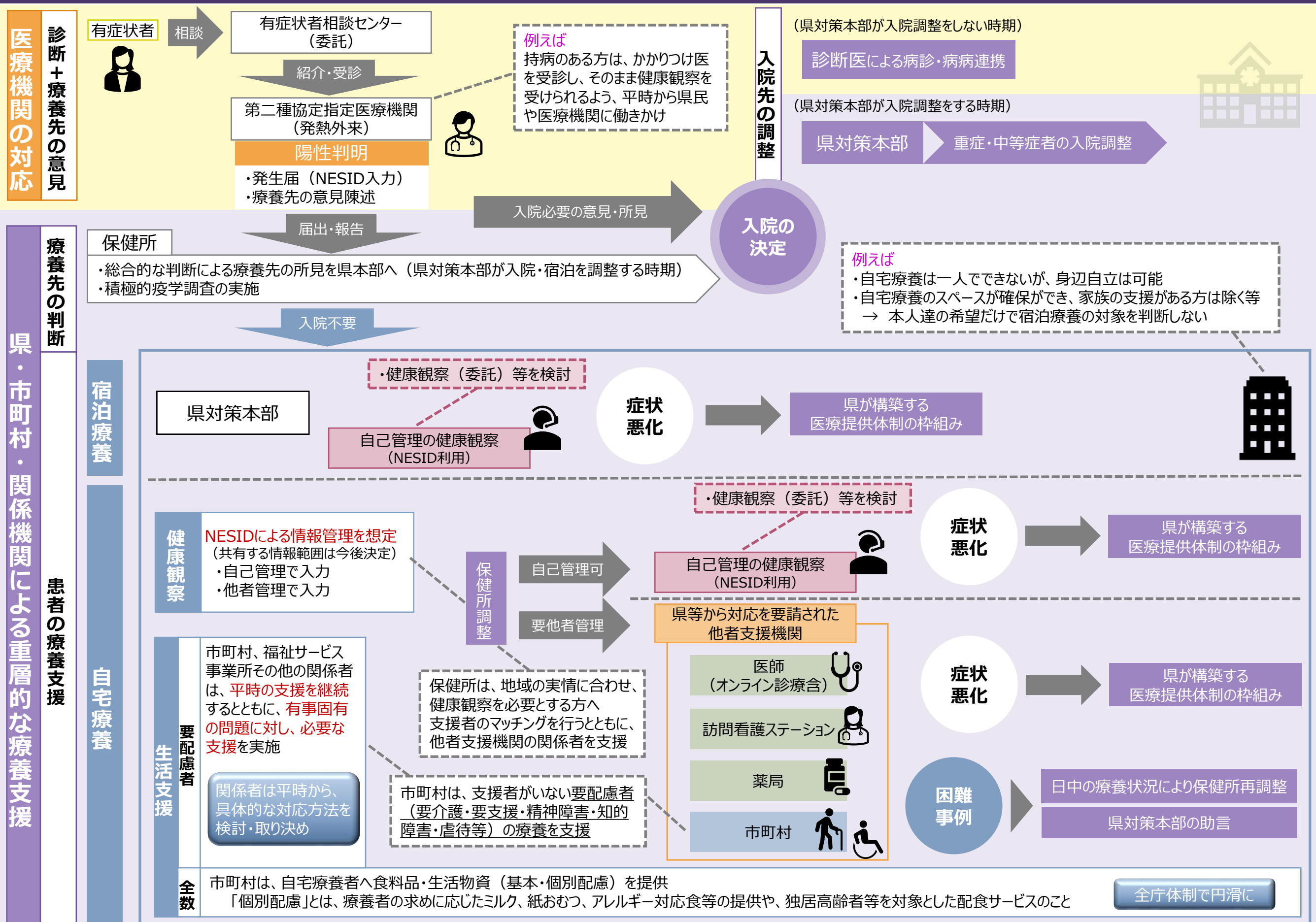
特定接種

住民接種

新興感染症
有事体制の構築
（新型インフルエンザ等）

新型インフルエンザ等対応フロー② 自宅療養開始後の患者支援体制（イメージ）

※感染症の性状や発生状況により適宜変更



笛吹市新型コロナウイルス等対策行動計画改定作業スケジュール（案）

	R7.6月	R7.7月	R7.8月	R7.9月	R7.10月	R7.11月	R7.12月	R8.1月	R8.2月	R8.3月	R8.4月	R8.5月	R8.6月
全 体	庁議協議 協力依頼						県による事前確 認		学識経験者意見 聴取 (峡東地区新型インフ ルエンザ等対策会議 活用)	庁議協議 全協報告		行動計画改定	県に報告 議会に報告 公表
健 康 づ く り 課	素案作成・関係課修正反映							県助言修正	学識経験者 助言修正	パブコメ			
各 部 局 関 係 課		各部局関係課で修正		必要に応じて関係課と協議				業務継続計画修正					